

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 26 日

公益社団法人日本精神科病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

貴団体におかれては、平素から医療行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされ、本年3月25日の「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会（第4回）」で、各業界団体・個社のマイナンバーカードの取得促進に係る取組事例のうち、取組の参考となる好事例について、別添のように取りまとめたところで

す。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告等で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

上記を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課・厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、「マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）」（別紙1）の依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組の好事例について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

- 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別紙2）。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員事業者様へ発出いただけるよう、作成しています。ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいても結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知に当たっては、別添の業界団体・個社の取組の好事例と併せて、以下のリーフレットの広報素材を事業者に対し提供し、マイナンバーカードの取得促進及び健康保険証利用の利用申込について周知をして下さい。
 - ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
 - ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
 - ・リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」
- 3) 令和3年3月までにQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、市区町村では、カードの交付申請について、会社等に赴く方式を実施しています。御興味がある団体におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。
- 4) 通知の発出は、できる限り速やかに実施していただければ幸いです。

2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省HP^{※1}で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります^{※2}。貴団体の会員事業者に対し、その旨併せて周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

令和3年4月28日

各業所管官庁 宛

内閣官房副長官補室
内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

平素よりマイナンバー制度の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの普及については、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得やe-Taxによる確定申告で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

各省庁におかれましては、本年3月25日の「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議（第4回）」で、各業界団体・個社のマイナンバーカードの取得促進に係る取組事例の御報告をいただきましたが、これらの事例のうち、取組の参考となる好事例について、別添のように取りまとめました。

つきましては、下記の要領で、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。）に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組の好事例について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

- 1) 所管業界団体等及びその会員への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形1）及び独立行政法人への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形3）を用意しましたので、御活用下さい。なお、各省庁の業界や団体等の実態にかんがみ、各省庁の判断で適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出先については、各省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各省庁において選定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。
- 3) 通知に当たっては、別添の業界団体・個社の取組の好事例とあわせて、内閣官房より提供する以下のリーフレットの広報素材を所管業界団体・個社に対し提供し、マイナンバーカードの取得促進及び健康保険証利用の利用申込について周知をして下さい。
 - ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
 - ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
 - ・リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」
- 4) 業種別マイナンバーカードの取得状況等ネット調査の下位1/3の業種については、通知のひな形（ひな形2）を御活用いただき、特に出張申請受付等の積極的受入を促していただくようお願いいたします。
- 5) 通知の発出は、できる限り速やかに実施して下さい。

各省庁における業界団体・個社におけるマイナンバーカードの取得促進策の取組状況については、8月中に「マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に関する関係府省庁会議（第4回）」の会議資料5の様式により報告していただくこととしています。また、ネット調査の下位1/3の業種については、出張申請受付の実績についても報告していただくこととしています（詳細については、後日連絡させていただきます）。

2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省 HP^{※1}で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります^{※2}。所管業界団体等及びその会員に対し、その旨併せて周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

内閣官房番号制度推進室

桑島・篠宮

電話 03-6441-3458（直通）

総務省自治行政局住民制度課

松本・渡辺・佐藤

電話 03-5253-5366（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携

政策課保険データ企画室

太江（たいえ）・江藤

電話：03-3595-2174（直通）

〈業所管団体等会員〉
会員各位

〈業所管団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び
業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について
(依頼)

貴社におかれては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁等を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減につながります。また、マイナンバーカードは、従業員にとっても、各種証明書のコンビニでの取得や e-Tax による確定申告で利用できる等、大きなメリットのあるカードです。なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

つきましては、下記の要領で、貴社の従業員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

1) 関連する以下のリーフレットの電子媒体をあわせてお送りしますので、御自由に御活用下さい。

- ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」
- ・リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」

また、別添として、「業界団体・個社におけるマイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例」もお送りしますので、貴社におけるマイナンバーカードの取得促進の取組の参考としていただけますと幸いです。

2) 令和 3 年 3 月までに QR コード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付

しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、市区町村では、カードの交付申請について、会社等に赴く方式を実施しています。御興味がある社におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談下さい。

- 3) 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

2 マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関等において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できませんが、本格運用までは確実な資格確認のために併せて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関等は厚生労働省HP^{※1}で公開しています。

なお、加入者データの正確性確保にあたっては、企業等においても、従業員等から提出された資格取得届等に記載されたマイナンバーが正確であることをご確認いただく必要があります^{※2}。貴社の従業員等に対しても、資格取得届等に記載したマイナンバーの誤りがないことを提出前に確認するよう、周知いただくようお願いいたします。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

※2 被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

業界団体・個社における マイナンバーカード取得促進の取組に係る好事例

【目次】

- 出張申請受付について・・・P1～2
- 団体・個社をあげての取組・・・P3～5
- 独自コンテンツの作成・・・P6～7
- 広報紙・機関誌等による周知・・・P8～10

マイナンバーカード取得促進の取組事例（宮崎太陽銀行）

1.概要

- 宮崎太陽銀行では、出張申請サービスが行われていなかった宮崎市に対して呼びかけを行い、試行事例ではあるが、当該銀行において、行員向けの出張申請受付を実現。

2.実施内容等

- 平日2日間（9：30～16：30）、当該銀行に市職員が常駐し、受付。
- 1ヶ月後の平日半日間（13：30～17：00）再び当該銀行に市職員が常駐し、マイナンバーカードを市職員交付。
- 本出張申請受付では、141名の行員（役員やパートを含む）がマイナンバーカードを取得。

マイナンバーカード取得促進の取組好事例（TKC）

1.概要

- 社内のマイナンバーカード取得特進に向けて、自治体と連携し、大規模な「出張申請受付※」を実施
 - ※マイナンバーカードの申請に当たり、勤務先企業等に企業所在地の市区町村職員が出向き、一括して申請の受付を行う方式。
- 新入社員にむけて、集合研修の場でマイナンバーカード取得を促している

2.実施内容等

- 実施期間・時間帯：
 - ・ 4日間
 - ・ 10時～16時（うち昼休み1時間）
- 申請受付件数：約660名
- 「出張申請受付」のメリット
 - ・ 受付時に自治体職員が本人確認をしているため、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードが郵送され、社員は役所の窓口に向くことなく、カードの受取が可能

C社のマイナンバーカード取得状況



マイナンバーカード取得促進の取組好事例(一般社団法人 江東東青色申告会)

1.概要

- 一般社団法人 江東東青色申告会では、申請方法がわからないために、申請をしてない方を支援するための「マイナンバーカード申請サポート会」を実施。

2.実施内容等

- 江東東青色申告会において、「マイナンバーカード申請の手続が難しそう」と足踏みしている会員がいたことから、郵送又はスマートフォンによる申請を支援するための申請サポート会を実施。申請サポート会は、江東東青色申告会の役員及び同職員が実施。
- 開催に当たっては、より多くの会員が参加できるように、**仕事が終わってからも参加が可能な夜間(19:00~)に実施。**
- 申請サポート会には11人の会員が参加し、うち7人がマイナンバーカードを申請。

<申請サポート会パンフレット>

青年部主催

マイナ

令和2年度の確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が下記の通りに変わりますので、マイナンバーカードをまだ取得していない会員は、ご参加をお待ちしております。

1. 青色申告特別控除額が変わります。
(現行 65万円⇒改正後 55万円)
2. 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えてe-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、引き続き65万の青色申告特別控除が受けられます。

持ち物

- ・個人番号がわかる書類
(住民票・個人番号通知書等)
- ・筆記用具
- ・6か月以内に撮影した顔写真

スマートフォンでの申請を希望の方

- ・個人番号がわかる書類
(住民票・個人番号通知書等)
- ・スマートフォン
(メールアドレスが必要です)

サイズ
(縦4.5cm×横3.5cm)
最近6ヶ月以内に撮影
正面、無帽、無背景のもの
裏面に氏名、生年月日を記入してください
白黒の写真でも可

申請方法	氏名	住所	電話番号
<input type="checkbox"/> 郵送による申請			
<input type="checkbox"/> スマートフォン			

令和元年 ____月 ____日

(一社)江東東青色申告会 宛 TEL03-3685-8245/FAX03-3685-8200

マイナンバーカード取得促進の取組事例（日本郵政グループ）

1.概要

- 日本郵政グループでは、職員がマイナンバーカードを取得する時間をつくるための有給制度を導入。

2.実施内容等

- マイナンバーカードを取得したいが、時間が取れない社員が多くいたことから、勤務時間中にカードを受け取りに行けるように、職場と市役所等との往復と手続の時間として上限2時間までを有給とする制度を導入。
- 具体的には、就業規則に、社員が裁判員として裁判に出なければならなくなった場合を想定した規定として、「官公庁等に出頭する際は、有給休暇を取得することが可能である。」という趣旨の規定があり、マイナンバーカードの取得についても、その規定が適用される旨を社員に周知。
- 本制度を利用してマイナンバーカードを取得した社員数は、約1,000人（2019年8月～2021年3月）。

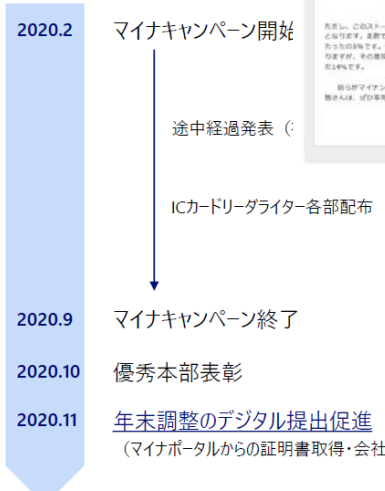
マイナンバーカード取得促進の取組好事例（野村総合研究所）

1.概要

- 代表取締役会長兼社長自らが主導してデジタル・ガバメント推進に向けた取組を実施
- 2020年10月からの年末調整電子化に向けて、社員のマイナンバーカード取得を促す社内キャンペーンを実施

2.実施内容等

- 社員のマイナンバーカードの取得を促す、「マイナキャンペーン」を2020年2月より実施
- 社員向けの共有情報に特設サイトを設置し、その中で社長のコメントの掲載、全社員のマイナンバーカードの**取得状況を「数字で見える化」**
- 取得状況については、本部単位で集計
キャンペーン終了時により取得率の高かった本部を表彰



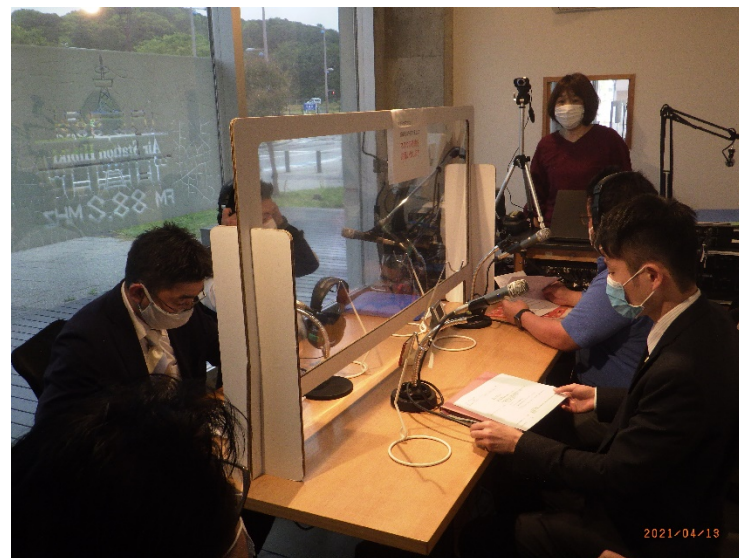
1.概要

- 公益社団法人若松法人会が主催するFMラジオ番組内において、マイナンバー取得促進の周知広報を実施。
- 若松法人会のホームページや会報誌に、マイナンバーカード取得促進リーフレットを掲載。

2.実施内容等

- 令和3年1月以降、若松法人会が主宰するFMラジオ番組「明日への扉」（毎月1回放送）内において、若松税務署の職員が同席の上で、マイナンバーカードの取得呼びかけや利活用事例を紹介、マイナンバーカードの必要性や利便性等を広くPR。さらに、ラジオ放送後、番組内容をYouTubeへ投稿。
- 若松法人会に属する役員・社員等をはじめ、多くの人々の目に留まるように、同法人会ホームページのトップ画面や会報誌にリーフレットを掲載。

<FMラジオ番組「明日への扉」>



※ 令和3年4月13日放送

1.概要

- 「マイナンバーカード取得のメリット」「個人情報保護の対策が講じられていること」「時間がない人に対する申請や受領方法の案内」を説明した動画を作成しイントラサイトにて周知。

2.実施内容等

- マイナンバーカード取得促進のため、機構職員が抱えている疑問を解消することを目的に、カードを取得するメリットや政府の取組について、機構の情報セキュリティを統括する情報統括官が解説した動画を自作。
- 作成した動画を機構内イントラサイトに掲載するとともに、役員が参加する会議で取得状況を毎週見える化することで、組織的にマイナンバーカードの取得を推進。
- 令和元年度末時点で99%の取得率を達成



マイナンバーカード取得促進の取組事例（全国青果卸売市場協会）

1.概要

- 全国青果卸売市場協会傘下の33会員（県連合会）に対し、ポスター掲示、口頭奨励、出張申請受付によるマイナンバーカードの取得促進を依頼

2.実施内容等

【出張申請受付】

- ・『日本海水産(株)』

社内のマイナンバーカード取得促進に向けて酒田市と連携し「出張申請受付」を実施

実施期間・時間帯：令和3年11月 午後

申請取得件数：20名（全社員取得）

実施内容等：酒田市の職員2名が来社し、受付時に本人確認をすることにより、本人限定郵便等でマイナンバーカードが郵送され、社員は窓口へ赴くことなくカード受取。

【ポスター掲示】

- 傘下会員によるポスター掲示の依頼
市役所のマイナンバー取得パンフレットを回覧し、取得に向けた取組を実施

【口頭奨励】

- 会員へのマイナンバーカード取得促進の依頼後、機会あるごとに口頭で協会員向けに制度の説明、取得促進の依頼を行った

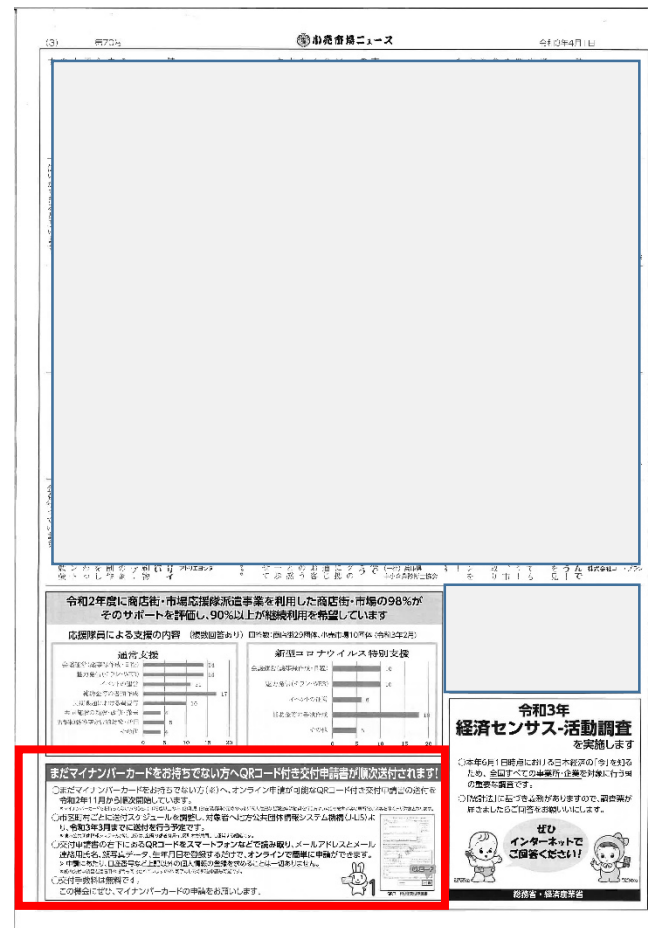
マイナンバーカード取得促進の取組好事例（全国小売市場総連合会）

1.概要

- 全国小売市場総連合会は、組合機関誌でマイナンバーカードの取得を訴える広報を実施。

2.実施内容等

- ・ 神戸市等からの働きかけにより、組合機関紙により、マイナンバーカード取得を訴える広報を実施。
- 実施期間：2018年4月～現在まで随時。
直近 2021年4月発行の機関紙に掲載。
- （機関紙広報による告知対象者）
21商店街、420人とその家族。



マイナンバーカード取得促進の取組好事例（全日本トラック協会）

1.概要

- ▶ 全日本トラック協会は、協会機関紙「広報とらっく」令和2年12月15日号（5万5千部発行）に「マイナンバーカード取得」に関する要請について掲載。
- ▶ 当該機関紙は、会員事業者、行政機関、関係団体、国会議員等に送付。

<機関誌掲載イメージ>

2.実施内容等

- ▶ 要請記事については、国土交通省からの協力依頼文書に基づき、内閣府が作成したマイナンバーカード取得に係るリーフレット等を参考に作成。
- ▶ 機関紙を会員事業者、行政機関、関係団体、国会議員等に送付し、マイナンバーカードの取得・利活用について広報。

■マイナンバーカードの取得・利活用呼びかけ
来年3月からの健康保険証
利用開始前に

政府では、令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用等を受け、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用のさらなる

促進を呼びかけている。マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト削減に繋がること
が期待されているほか、同カードは今後運転免許証との一体化も検討されている。

マイナンバーカードに関する詳細については、ホームページ「マイナンバーカード総合サイト」を参照。

よくある質問にお答えします

マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続きすることはできない仕組みになっています。

マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、下記フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

どこで利用できるの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です！利用できる医療機関・薬局は、順次増えていきます。

マイナ受付
対応しています
医療機関や薬局で、健康保険の代わりにマイナンバーカードを提示するだけで、マイナ受付が可能です。

健康保険の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

ステッカー

マイナ受付
対応しています
令和3年3月より、マイナンバーカードが健康保険証として使えます。

マイナンバーカードを健康保険証として使うと
このステッカーが目印！

ポスター

厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
マイナンバー **0120-95-0178** **受付時間(年末年始を除く)**
平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30

▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等	その他のお問合せ
050-3818-1250	050-3816-9405

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.	
マイナンバー制度について	マイナンバーカード等
Inquiries about My Number System	Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-26	0120-0178-27

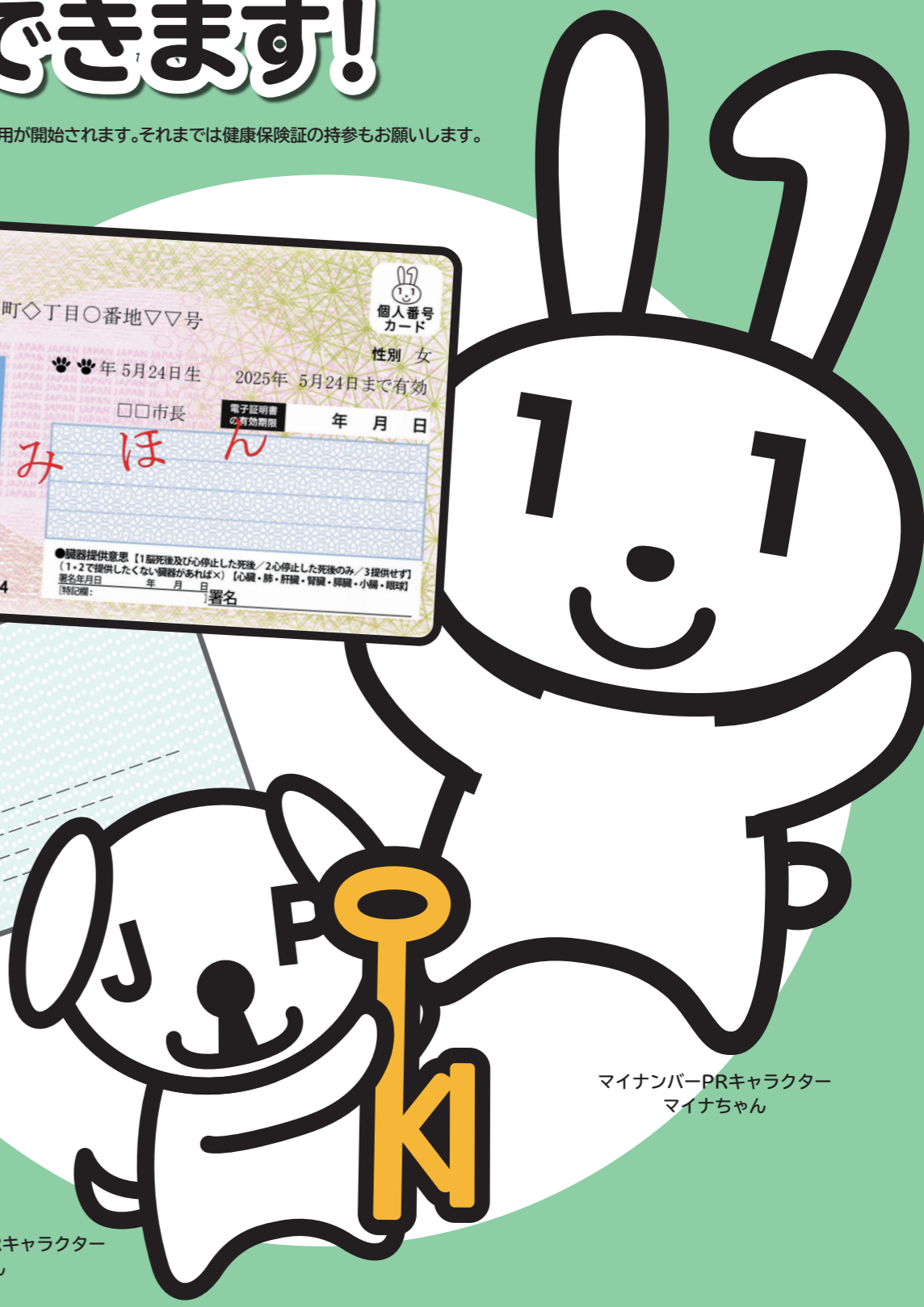
紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については**24時間365日受付!**

マイナンバーカードの↓申請方法はこちら↓

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参をお願いします。

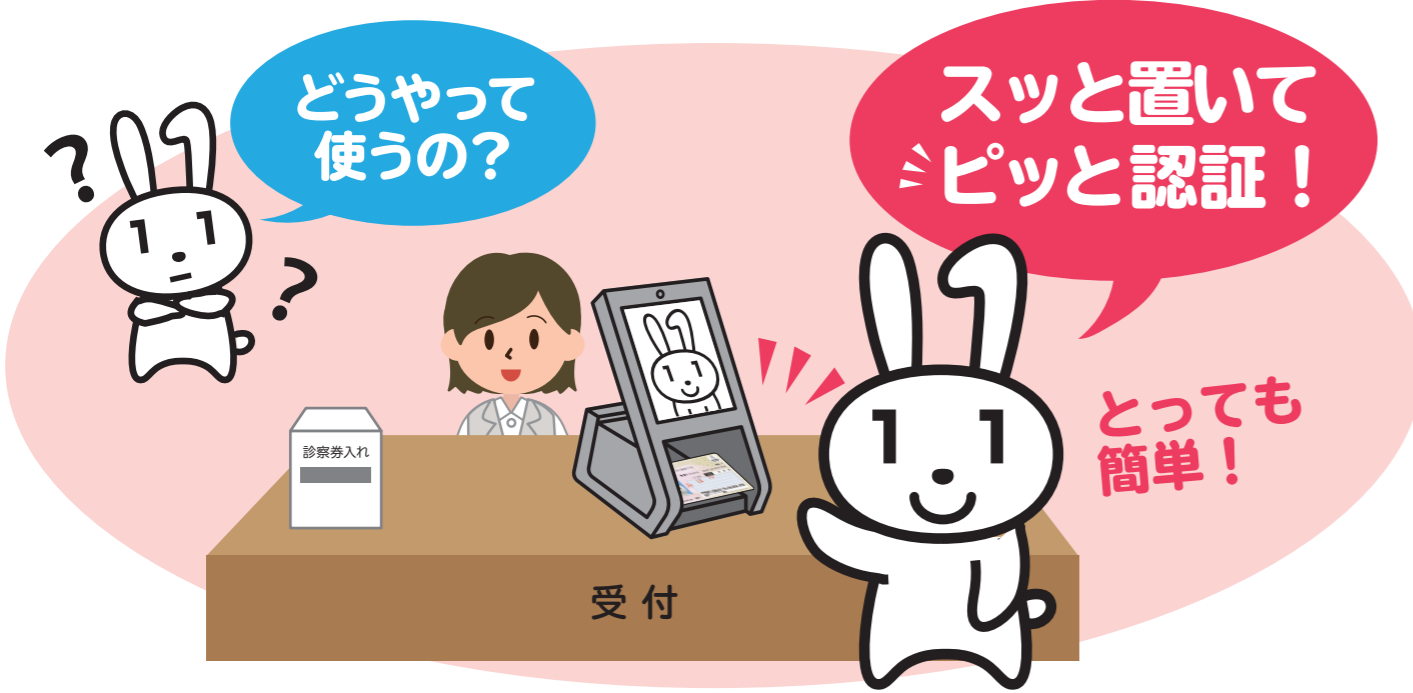


マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

公的個人認証サービスPRキャラクター
マイキーくん

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



🐰 どんないいことが? 7つのメリット

1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

POINT!
1 より良い医療が可能に!
本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は2021年10月開始(予定)。

POINT!
2 自身の健康管理に役立つ!
マイナポータルで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

🐰 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*やセブン銀行のATMでできます。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



🐰 マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



POINT!
3 オンラインで医療費控除がより簡単に!
マイナポータルで、2021年11月(予定)から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。

POINT!
4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に!
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。

POINT!
5 医療保険の資格確認がスムーズに!
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT!
6 医療費の事務コストの削減!
医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT!
7 健康保険証としてずっと使える!
就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

利用申込受付中!

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※2021年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参もお願いします。
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

内閣府 総務省 厚生労働省

令和3年4月改訂



医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



利用には申込が必要です

申込はカンタン!

●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- ① 申込者本人のマイナンバーカード + あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ アプリ「マイナポータルAP」のインストール

iPhone



Android



STEP1

● 「マイナポータルAP」を起動する。

STEP2

● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。

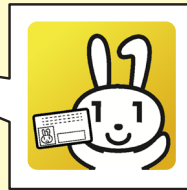
STEP3

● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。

STEP4

● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!



医療機関・薬局 (※) の顔認証付きカードリーダーでも申込できるよ

※待ち時間短縮のため、マイナポータルやセブン銀行ATMでの事前の申込をおすすめします。

ここをタップ(押す)!

※2021年6月より本デザインに変わる予定です。

●セブン銀行ATMでも申込できる!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

ウラ面も見てね!



どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
特定健診情報や今までに使った
薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費通知情報が
閲覧できる！



マイナポータルを通じた
医療費通知情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
よりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても
健康保険証としてずっと使える！
医療保険者が変わる場合は、
加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



今後のスケジュールは？

現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、2021年10月までに、特定健診情報の閲覧が順次可能に

2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報の閲覧が可能に

2021年11月（予定）から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードは安全です！



おもて



うら

マイナンバーを見られても
個人情報盗まれません

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

なりすましはできません

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。

オンラインの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません

プライバシー性の高い
個人情報は入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの
個人情報は記載されません。
健康保険証として利用する場合
でも、特定健診情報や薬剤情報などが
ICチップに入ることはありません。

万全の
セキュリティ
対策

- 紛失・盗難の場合は、**24時間365日体制**で一時利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違ると機能ロック**
- 不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**

他人が悪用できないように
なっているんだね！



マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！

スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了



パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、**顔写真を登録、必要事項を入力**して申請完了

証明用写真機

- 1 タッチパネルから「**個人番号カード申請**」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードを**バーコードリーダー**にかざす
- 3 画面の案内にしたがって、**必要事項を入力**
- 4 画面の案内にしたがって、**顔写真を撮影して送信**し、申請完了

郵便

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

半分以上の人が
オンラインからの
申請なんだって！



交付申請書をお持ちでない方は、**マイナンバーカード 郵便**

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、**顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。**
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

こんなとき、あってよかった！

マイナンバーカード



マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問合せ



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分
年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等
050-3818-1250

その他のお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

マイナンバーカード等
Inquiries about My Number Card etc.
0120-0178-27

マイナンバーカードの申請方法は
こちら

<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

メリットいっぱい! マイナンバーカード

1

本人確認書類になる!

- ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使える!
- 旧姓(旧氏)の併記ができる!
- 行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときに、1枚で済む!

2

コンビニで各種証明書が取得できる!

市区町村窓口に行けないときも近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる!

※市区町村によってサービスが異なります。
※毎日6:30~23:00。

3

健康保険証としても使える!

- 対応する医療機関・薬局は、順次拡大!
- あなたの同意のもと、医師と服薬履歴などが共有でき、より良い医療が可能に!
- 手続きをしなくても、限度額を超える自己負担の支払いが不要に!

※令和3年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参をお願いします。

4

オンラインで行政手続!

- 子育てなどに関する手続もオンラインで!ワンストップで!
- ※市区町村によってサービスが異なります。
- マイナンバーカードを使って、e-Taxがもっとベンリに!

5

「マイナポータル」で暮らしがもっとベンリに!

マイナポータルを使えば...

- 行政機関などが持つあなたの情報を確認できる!
- 行政機関などからのお知らせを受け取れる!

さらに、これからは!

- 今後、あなたの特定健診情報^{※1}、薬剤情報、医療費通知情報^{※2}が確認できるようになる!
- 確定申告の医療費控除^{※3}がカンタンに!

※1...10月までに順次閲覧できるようになります。なお、保険者により開始時期が異なります。
※2...薬剤情報は2021年10月(予定)から。医療費通知情報は2021年11月(予定)から。
※3...2021年分所得税の確定申告(予定)から、マイナポータルを通じて2021年9月分以降の医療費通知情報が自動入力できるようになります。

6

民間のサービスでも使える!

- オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などに使える!書類郵送などの手間がかからない!
- 職員証としての利用も!

マイナンバーカード
読取対応機種も
拡大中!



ますますベンリに!
マイナンバーカード!
スマホにカード機能が搭載!
※2022年度中(予定)
運転免許証と一体化!
※2024年度末(予定)

